

仕 様 書

1 業務委託名

「KAGOSHIMA WAGYU（鹿児島和牛）」の認知度向上及び販売促進に向けたプロモーションに係る業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年12月23日まで

3 対象国

米国

4 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 国又は地方公共団体から受注した同種又は類似の業務実績を有している者
- (7) 3で選定した対象国・地域向けに、プロモーション動画やパンフレットを作成した実績がある者

5 業務内容

(1) プロモーション動画の作成

「KAGOSHIMA WAGYU（鹿児島和牛）」の認知度向上及び販売促進のため、プロモーション動画を作成すること。なお、動画の長さは1分程度、5分程度、10分程度（1分程度、5分程度の動画は10分程度の動画を要約したもの）の3パターンとし、言語は各動画について日本語、英語、中国語で作成すること。

(2) PRパンフレットの作成

「KAGOSHIMA WAGYU（鹿児島和牛）」の認知度向上及び販売促進のため、PRパンフレットを作成すること。なお、PRパンフレットの内容は、(1)と関連づいたものとし、言語は日本語、英語、中国語で各2,000部作成すること。

6 成果報告

業務終了後は、5の(1)(2)についての実績及び成果等を内容とする委託業務実施報告書、成果品の成果物及びデータを提出すること。

7 留意事項

- (1) 本業務で作成したコンテンツに係る一切の権利は、鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。

8 その他

- (1) 受託者は委託者と協議の上業務を進めること。
- (2) 委託者は、事業の目的を達成するため、受託者に必要な指示を与えるものとし、受託者はこの指示に従うこと。
- (3) 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、または定めのない事項で業務に必要な事項は、委託者と協議して定めるものとする。
- (4) 本仕様書は業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、委託者と受託者との協議により決定する。
- (5) 受託者は、本事業に関して知り得た業務上の秘密について、外部に漏らさないこと。また、契約期間終了後も同様とすること。
- (6) 本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本事業の目的以外の使用及びその情報を外部に漏らしてはならない。
- (7) 委託者は、受託者が本仕様書に定める内容に反した場合には、委託料の一部または全部を返還させることができるものとする。
- (8) 本事業に係る一切の書類は5年間保存すること。